世田谷区営住宅の使用料等の支払に係る訴えの提起について

1 主旨

本件は、区営住宅使用料及び共益費の滞納に関し、相手方が死亡したため、その連帯保証人に請求したところ、連帯保証人から連帯保証契約の無効が主張されるとともに、支払いをしないとの意思表示がなされたことから、区長の専決処分を得たうえで連帯保証人を被告として、滞納使用料等の支払いを求めて訴訟を提起するものである。

2 これまでの経緯

平成13年 4月 相手方が本件住宅へ入居。

平成27年11月 滞納が始まる。以降、相手方に対して電話と文書による 催告を実施。

平成31年 4月 世田谷保健福祉センター保健福祉課より、相手方に成年後見人をつけるとの連絡が入ったため、現状を共有するとともに、今後の相手方への支援について、連携して対応することを確認した。

令和 元年 8月 相手方及び連帯保証人宛てに催告書を送付。連帯保証 人については、転居のため未達。

令和 2年 9月 催告書に基づき、成年後見センターと滞納使用料の支 払い方法について協議し、負債の整理がつくまでは、現 年分の家賃を支払う方針とした。

令和 3年 9月 相手方死去

令和 4年 1月 連帯保証人の住所が判明したため、あらためて催告書 を送付。

> 2月 連帯保証人が、連帯保証契約は成立しておらず、滞納分 の支払いはしないことに併せて法的に争うと主張。

3 訴訟の内容

原告 世田谷区

被告 連帯保証人

|在住

訴えの要旨

- (1)被告は、原告に対し、金704,100円を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 今後のスケジュール (予定)

令和5年 1月 専決処分・東京簡易裁判所へ訴訟を提起 2月 都市整備常任委員会(専決処分の報告) 第1回区議会定例会(専決処分の報告)